平成２３年（フ）第１５８６号
千葉県八千代市八千代台西３丁目10番地７、開始決定時の住所千葉市美浜区真砂３丁目16番１棟1408号
破産者　小出　恒介
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５８７号
千葉県八千代市八千代台西３丁目10番地７、開始決定時の住所千葉市美浜区真砂３丁目16番１棟1408号
破産者　小出知惠子
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３９６号
千葉市美浜区磯辺２丁目６番６号
破産者　有限会社ホワイトキャップ
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３９７号
千葉市美浜区磯辺２丁目６番６号　ウェルズ21－Ｂ号、開始決定時の住所千葉県八千代市村上1891番地32　ラミーユ勝田台ハイライズ・イーストヒル722号
破産者　檜山　英夫
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６３４号
千葉県船橋市三咲２丁目２番３号武藤ビル２階
破産者　有限会社モリショウ石材
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６８８号
千葉市若葉区桜木３丁目12番３号　アイビーハウス202号
破産者　酒井　敏治
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７９３号
東京都狛江市和泉本町１丁目２番15号
破産者　株式会社エヌズコーポレーション
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７９４号
東京都国分寺市東恋ヶ窪４丁目15番地９ネオコーポ国分寺602
破産者　野別　　修
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５８号
福井県越前市国高２丁目44番１号
破産者　株式会社タケクニコーポレーション
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６０号
福井市下中町４号37番地
破産者　藤島製材企業組合
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９９号
福井市成和２丁目1103番
破産者　有限会社テキスタイルしんかい
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４６３号
名古屋市天白区福池１―320―２　福池ビル１階、商業登記簿上の本店所在地名古屋市天白区一本松２丁目1210番地
破産者　株式会社ディー・ピー・シー
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０４９号
愛知県日進市五色園２丁目2303番地
破産者　株式会社M．N．D
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１１１号
愛知県知多郡東浦町大字森岡字前田55番地の１
破産者　株式会社アズワン
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１６０号
名古屋市中川区牛立町４丁目56番地
破産者　有限会社山口熔接工業所
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９６１号
大阪府泉佐野市高松南３丁目１番41号
破産者　有限会社ミューズ建築設計
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４号
大阪府岸和田市真上町324番地の３
破産者　有限会社イング
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４９３号
神戸市北区星和台６丁目25番地の６
破産者　株式会社プレメント
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０４号
鹿児島県鹿児島市坂之上１丁目59番13号
破産者　緒方　　博
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第９７号
群馬県藤岡市中大塚75番地の７
破産者　有限会社新和
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２２０号
東京都稲城市東長沼1300番地篠崎ビル303
破産者　佐藤　博司
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部